

○浜田市議会基本条例

平成23年9月30日

条例第34号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の活動原則（第3条―第17条）

第3章 議員の活動原則（第18条―第21条）

第4章 市民参加（第22条―第24条）

第5章 議員定数及び議員報酬（第25条）

第6章 補則（第26条）

附則

地方分権の時代を迎え、地域の自主性と自立性が必要とされる現在において、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換等を重視した政策形成機能の更なる充実が求められている。

私たち浜田市議会議員は、石見人としての誇りと高い識見を備え、全国の地方議会の模範となる議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての市民が安全で安心して、幸せに暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならない。

ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等議会に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、市民の福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用については、この条例の趣旨に沿って行わなければならない。

第2章 議会の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。

- 2 議会は、市民を代表する議決機関として、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。
- 3 議会は、議員、市長及び市民の交流並びに自由な討論の場であるとの認識を持って活動しなければならない。
- 4 議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。
- 5 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。

（平30条例28・一部改正）

（議会改革の推進）

第4条 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。

（危機管理）

第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

- 2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。

（1）議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。

（2）議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。

（会派）

第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
- 3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等（以下「政策立案等」という。）に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

- 4 議会運営に当たっては、議会は、会派に属さない議員の意見が反映されるよう配慮するものとする。

(議員と市長等との関係)

第7条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係が保たれていなければならない。

- (1) 一般質問（会派代表質問を除く。）は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。
- (2) 議長の要請により本会議（浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号）に規定する会議をいう。以下同じ。）及び委員会（浜田市議会委員会条例（平成17年浜田市条例第306号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。以下これらを「本会議等」という。）に出席した市長等は、議員からの質問等又は議員若しくは委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して疑義等があるときは、議長又は委員長の許可を得て、これらに反問し、又は反論することができる。

(平30条例28・一部改正)

(議会審議における論点整理)

第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合振興計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

(予算及び決算における説明)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に対して求めるものとする。

(採択した請願及び陳情への対応)

第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう

求めるものとする。

(平27条例5・追加)

(自由討議による合意形成等)

第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情（以下「議案等」という。）を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(平27条例5・旧第10条繰下)

(政策討論会)

第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。

(平27条例5・旧第11条繰下)

(委員会の活動)

第13条 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。

(平27条例5・旧第12条繰下)

(調査会の活用)

第14条 議会は、調査会（浜田市議会会議規則第107条第1項に規定する協議等の場をいう。）を自主的に開催し、その所管する事項に関し積極的に協議又は調整を行うものとする。

(平27条例5・旧第13条繰下・一部改正)

(議会広報の充実)

第15条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。

(平27条例5・旧第14条繰下)

(議会図書室)

第16条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図

書室の図書の充実に努めるものとする。

(平27条例5・旧第15条繰下)

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化等その体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の職員の配置に関し、あらかじめ市長と協議するものとする。

(平27条例5・旧第16条繰下、平30条例28・一部改正)

第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第18条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。

2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。

4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。

(平27条例5・旧第17条繰下)

(政務活動)

第19条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究その他の活動に努めるものとする。この場合において、政務活動費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその使途について説明責任を果たすものとする。

3 政務活動費の交付を受けた議員は、その執行状況に疑義が生じることがないよう全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。

4 議長は、政務活動費が適正に使用されているかどうかについて、議会関係者以外の者の審査を受けるものとする。

(平24条例39・一部改正、平27条例5・旧第18条繰下・一部改正)

(議員研修)

第20条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員の研修体

制の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、各分野における学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。
- 3 議会は、島根県立大学との意見交換会の開催等知的財産の有効活用に努めるものとする。

(平27条例5・旧第19条繰下)

(政治倫理)

第21条 議員は、市民の信頼に値する倫理的義務が課せられていることを自覚し、浜田市議会議員政治倫理条例（平成20年浜田市条例第25号）を遵守するものとする。

(平27条例5・旧第20条繰下)

第4章 市民参加

(市民と議会との関係)

第22条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。

- 2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。
- 3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。
- 4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

(平24条例39・一部改正、平27条例5・旧第21条繰下、平30条例28・一部改正)

(重要案件の意見交換会)

第23条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。

- 2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。

(平27条例5・旧第22条繰下)

(議会報告会)

第24条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催するものとする。

(平27条例5・旧第23条繰下)

第5章 議員定数及び議員報酬

(議員定数及び議員報酬)

第25条 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状及び課題、将来の予測及び展望等を考慮するものとする。

2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項又は第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。

(平27条例5・旧第24条繰下)

第6章 補則

(見直し手続)

第26条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明するものとする。

(平27条例5・旧第25条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第39号）

この条例中第18条の改正規定は公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日から、第21条の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。